

## 徳山領下松浦における鯰網代の動向

小 山 良 昌

### はじめに

鯰ボウはその成長につれて呼称が替わるいわゆる出世魚で、防長地方では、その姿形から海の鯉すなわち「いそこい」(磯鯉)とも称していた。また、海上での跳躍性に秀れているところから、その成魚前体長二・三〇センチのものを「鱒」と書いて「イナ」と称していた。しかも、他の魚と異なって感覚が鋭敏で、少しの物音にも驚いて散々となつてしまい、従つて藩政初期の原始的な魚網では、たとえこれを包囲し網中へ追込んだとしても、大半のものは散失せつてしまふと云われていた。

鯰の習性として、旧十一月頃より翌年二月までは島々浦々の深みに群集して溜り居り(「付魚」「付鯰」と称す)旧三月に入ると浦々の磯伝いに移動を開始した。その移動鯰をめぐつて鯰漁は展開された。この鯰の「付鯰」が発見

徳山領下松浦における鯨網代の動向(小山)

されると網元から直ちに、番船が遣され、網代の妨害者が来ないよう四六時中監視した。投網など使って僅かの鯨を獲り、大群の「付鯨」を四散せしめ居た者からである。一度四散してしまうと、この鯨が再び群集することはないと云われた。そこで、鯨の移動開始まで操漁を待ち、移動が始まると操漁を開始した。

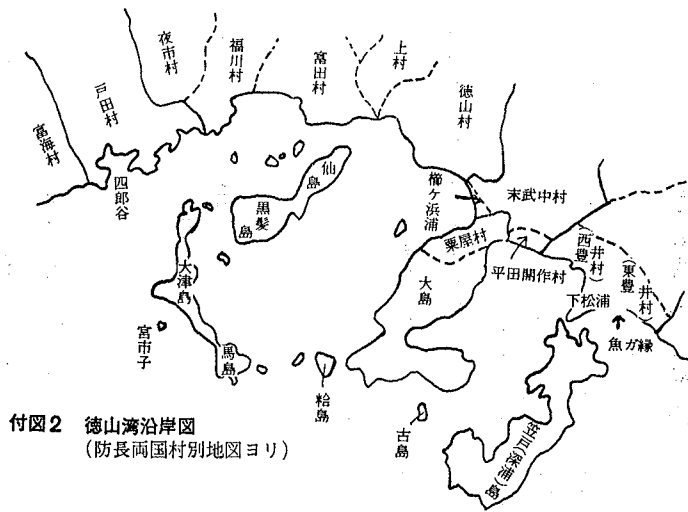
江戸時代の鯨専用網として防長両国では敷網・立網・打張網(追込網)が使用された。このほか、ねり網・投網・くり網などが使用されているが、必ずしも鯨専用ではなかった。前者三網は、他の諸漁すなわち鯛網・鰯網・くり網などが「小網」と称されて比較的小規模経営であったのに対して鯨漁同様「大網」と称され、一網に要する漁船は二三十艘から四五十艘、漁師も四五人以上にのぼった。そして、この大網・小網の關係は、漁場において小網は大網の操漁を妨害しない慣例となっていた。

鯨の移動期が近づくと、網元は島の小高いカ所に定固屋を造り、番人を置いて鯨の移動を監視した。いざ網の移動が始まると、監視人は移動に従って漁船を配置し、網を敷

かせて待受け、鯨が網上にさしかかった際、番人の合図によって網を引上げて鯨を獲った。この定固屋を鯨見固屋と称した。(付図1参照)

下松浦は徳山藩領東端に位置し、浦の地先の萩藩領深浦島(笠戸島)および西方の徳山藩領相島(大島)沿岸をその主漁場としていた。(付図2参照) 周防国東部の萩藩領では、室積・上関・室津・久賀・上ノ庄(安下庄)の五浦を「五ヶ浦」と称していた。これらは共に本浦・御立浦とも呼ばれ、藩府公認の浦であって、藩政初期段階ではすでにその地方の中心的な漁浦として確立していた。この五ヶ浦に対して徳山藩領下松浦は福川浦と共に本浦とされ、五ヶ浦とは対等の立場にあった。これら本浦間には基本的には相互に諸漁入相とされ、下松浦・福川浦の漁場は共に東は屋代島、上関、室積から西は三田尻沖までの間と定められており、一方室積、上関浦漁師も徳山領内において操漁を行い、互いに入相を容認していた。ところが、鯨漁については大網である、付魚となり漁期が定まるなど確定的要素が強いことから入相は行われず、おのずとその網代は定っていた。しかし、萩・徳山両藩間の力関係、浦と浦、網元

徳山領下松浦における鯨網代の動向(小山)



付図2 徳山湾沿岸図  
(防長両国村別地図ヨリ)

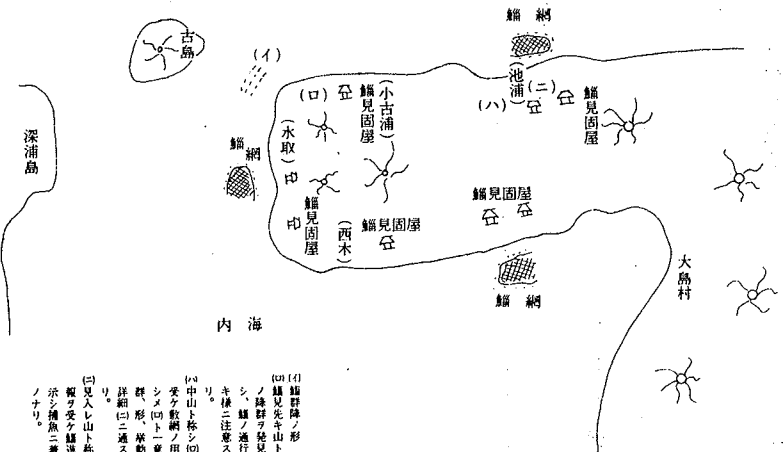


図1 鯨漁配置図  
(慣行二因ノ専用漁業免許願書付図ヨリ)

(一) 鯨見固屋ノ移  
(二) 鯨見固屋ノ移  
(三) 鯨見固屋ノ移  
(四) 鯨見固屋ノ移  
(五) 鯨見固屋ノ移  
(六) 鯨見固屋ノ移  
(七) 鯨見固屋ノ移  
(八) 鯨見固屋ノ移  
(九) 鯨見固屋ノ移  
(十) 鯨見固屋ノ移  
(十一) 鯨見固屋ノ移  
(十二) 鯨見固屋ノ移  
(十三) 鯨見固屋ノ移  
(十四) 鯨見固屋ノ移  
(十五) 鯨見固屋ノ移  
(十六) 鯨見固屋ノ移  
(十七) 鯨見固屋ノ移  
(十八) 鯨見固屋ノ移  
(十九) 鯨見固屋ノ移  
(二十) 鯨見固屋ノ移  
(二十一) 鯨見固屋ノ移  
(二十二) 鯨見固屋ノ移  
(二十三) 鯨見固屋ノ移  
(二十四) 鯨見固屋ノ移  
(二十五) 鯨見固屋ノ移  
(二十六) 鯨見固屋ノ移  
(二十七) 鯨見固屋ノ移  
(二十八) 鯨見固屋ノ移  
(二十九) 鯨見固屋ノ移  
(三十) 鯨見固屋ノ移  
(三十一) 鯨見固屋ノ移  
(三十二) 鯨見固屋ノ移  
(三十三) 鯨見固屋ノ移  
(三十四) 鯨見固屋ノ移  
(三十五) 鯨見固屋ノ移  
(三十六) 鯨見固屋ノ移  
(三十七) 鯨見固屋ノ移  
(三十八) 鯨見固屋ノ移  
(三十九) 鯨見固屋ノ移  
(四十) 鯨見固屋ノ移  
(四十一) 鯨見固屋ノ移  
(四十二) 鯨見固屋ノ移  
(四十三) 鯨見固屋ノ移  
(四十四) 鯨見固屋ノ移  
(四十五) 鯨見固屋ノ移  
(四十六) 鯨見固屋ノ移  
(四十七) 鯨見固屋ノ移  
(四十八) 鯨見固屋ノ移  
(四十九) 鯨見固屋ノ移  
(五十) 鯨見固屋ノ移  
(五十一) 鯨見固屋ノ移  
(五十二) 鯨見固屋ノ移  
(五十三) 鯨見固屋ノ移  
(五十四) 鯨見固屋ノ移  
(五十五) 鯨見固屋ノ移  
(五十六) 鯨見固屋ノ移  
(五十七) 鯨見固屋ノ移  
(五十八) 鯨見固屋ノ移  
(五十九) 鯨見固屋ノ移  
(六十) 鯨見固屋ノ移  
(六十一) 鯨見固屋ノ移  
(六十二) 鯨見固屋ノ移  
(六十三) 鯨見固屋ノ移  
(六十四) 鯨見固屋ノ移  
(六十五) 鯨見固屋ノ移  
(六十六) 鯨見固屋ノ移  
(六十七) 鯨見固屋ノ移  
(六十八) 鯨見固屋ノ移  
(六十九) 鯨見固屋ノ移  
(七十) 鯨見固屋ノ移  
(七十一) 鯨見固屋ノ移  
(七十二) 鯨見固屋ノ移  
(七十三) 鯨見固屋ノ移  
(七十四) 鯨見固屋ノ移  
(七十五) 鯨見固屋ノ移  
(七十六) 鯨見固屋ノ移  
(七十七) 鯨見固屋ノ移  
(七十八) 鯨見固屋ノ移  
(七十九) 鯨見固屋ノ移  
(八十) 鯨見固屋ノ移  
(八十一) 鯨見固屋ノ移  
(八十二) 鯨見固屋ノ移  
(八十三) 鯨見固屋ノ移  
(八十四) 鯨見固屋ノ移  
(八十五) 鯨見固屋ノ移  
(八十六) 鯨見固屋ノ移  
(八十七) 鯨見固屋ノ移  
(八十八) 鯨見固屋ノ移  
(八十九) 鯨見固屋ノ移  
(九十) 鯨見固屋ノ移  
(九十一) 鯨見固屋ノ移  
(九十二) 鯨見固屋ノ移  
(九十三) 鯨見固屋ノ移  
(九十四) 鯨見固屋ノ移  
(九十五) 鯨見固屋ノ移  
(九十六) 鯨見固屋ノ移  
(九十七) 鯨見固屋ノ移  
(九十八) 鯨見固屋ノ移  
(九十九) 鯨見固屋ノ移  
(百) 鯨見固屋ノ移

と網子の関係などにより必ずしも確定したものではなかった。

本稿では、下松市住小島彰氏所蔵の史料をもとに、近世下松浦の鯨網代の動向について追求してみる。なお、所蔵史料の閲覧を許された小島彰氏および閲覧に際して色々とお配慮いただいた徳山市住田村重男氏御夫妻には誌面をかりて厚くお礼を申し上げたい。

注①明治十五年「水産慣例原稿」六連島の部 山口県文書館

③享保八年「覚」

蔵

④「防長地下上申」久賀村の部

②元禄六年頃「覚」 小島家文書(以下所蔵文書のうち、

⑤仮題「近浦海上漁業慣行」

所蔵先無記入分は小島家文書を示す)

### 一 藩政初期の下松浦鯨漁

藩政初期の下松浦は近隣の室積・上関・室津各浦同様鯨網を二帳擁していた<sup>①</sup>。しかし、網の不備によるものか、近隣各浦では鯨漁が行なわれていたにもかかわらず、下松浦では元和年中頃までは操漁は中止されていた。

ところで、毛利輝元の次男就隆は、元和三年(一六二七)都濃郡のうち三万石の地を分知されて支藩(徳山藩)を創設した。最初、下松の地に館邸を構えることとし、寛永八年(一六三三)には邸竣工のはこびとなり、同十五年には就隆は初めて下松館邸へ入った。そして、慶安三年(一六五〇)邸を野上の地(徳山旧名)に移すまで下松において政務を執った。

小島家文書によると、小島家祖小嶋惣兵衛は寛永二十年(一六四三)下松浦諸問屋株御免の奉書を受け、藩の御用商人的性格を有した。奉書は当時の徳山藩当職遠藤丹後、杉山三郎左衛門、桂民部連署奉書で、藩の小嶋惣兵衛への期待の

大きさが窺える。従って、徳山藩草創期の元和の頃には、惣兵衛は既に相当の経済的実力を蓄えていたものと思われる。その経済力をもって、下松浦鯨網の仕立てを決意し、下松浦年寄に相談した。年寄の回答は、下松浦には鯨網はすでに二帳有るが、操漁を行っても鯨の漁獲が少ないことから現在操漁を中止している、と鯨網の仕立てには批判的であった。しかし、鯨漁には確信があったものか、元和末年頃には惣兵衛は鯨網を一帳仕立てて試漁を行うこととし、一網に必要な漁人六十人のうち三十人を惣兵衛雇人のうちから、残り三十人を地下漁人より募集して調べた<sup>②</sup>。

元和六年(一六六〇)八月廿八日付文書によると

弁財天社建立并ニ地所四畝余共願之通り……可下ヶ遣……

として小嶋惣兵衛が下松浦の地に弁財天社を建立することを藩が許可をしている。その建立の理由として「下松浦漁猟為繁榮」としている。経済人としての惣兵衛が多角経営の一環として鯨漁に注目し、操漁開始に先立ち弁財天社の建立許可を藩に求めたものと推定される。なお、延宝六年(一六七〇)小嶋家が下松浦において鯨漁の独占操漁を行っている最中、弁財天社付近に五尺四方のえびす堂建立許可願状を差出し、許されている。その建立の理由は親惣兵衛鯨網為立願<sup>③</sup>であった。この発想はすでに元和六年弁財天社建立に際して実行されたものであった。ちなみに、この弁財天社・えびす堂建立地の東洲崎は、就隆の下松居館時代水軍の御船蔵が設けられていた所であった。

惣兵衛の鯨網仕立てに刺激されてか、浦では他にも一網の鯨網が仕立てられ、網代など等分にして操漁された。しかし、漁獲は思わしくなく、脱落する漁人が続出した。他の鯨網の網村君も手を引き、遂に惣兵衛単独で漁人達へ賃金・飯米等を支払い、鯨漁経営を続けた。当職熊谷将監時代にも再び鯨漁仕立許可願が奉行所へ差出された。しかし、この願書は小嶋家へ対する遠慮のため却下され、続いて差出された二年目にやっと許可が与えられた。但し、古網二帳には優先権が与えられ、一ヶ月間の操漁日数は古網二十四日(各十二日宛)、新網六日と定められた。とこ

ろが鯨漁の方は相変わらず不漁が続き、惣兵衛網のみ細々と操漁を続け、他二網は操漁中止へ迫込まれてしまった。<sup>⑩</sup>

注⑩寛文九年「御尋ニ付て申上事」

⑩延宝六年「御理申上候事」

②寛永二十年「ケ条ニて申渡事」

## 二 打帳網鯨漁の開始と領内鯨網代独占権の確立

徳山毛利家の下松居館時代は十年たらず、慶安三年(六五)には野上館邸へ移ってしまった。下松の地で諸商問屋として、御用商人として実力を有した惣兵衛にとって、城下町としての性格が日々に薄れる下松に留る限り、経済力の低下は自明の事実であった。そこで、惣兵衛は以前から手がけている鯨漁に専念することで活路を開こうとしたようである。当時、国内で最も漁業が盛んであった紀伊国岩佐浦で使用されていた鯨の改良網は、漁獲量が大変良好である<sup>⑪</sup>と聞き、岩佐の網大工八名を雇って改良鯨網の仕立てを計画した。仕立てには相当の経費が必要なことから、領内鯨網元へも共同出資で網の仕立てに参加するよう呼びかけた。ところが、領内網元の反応は鈍く、改良網の実績を見たうえで、好調ならば見習って仕立てたいとし、共同出資者は皆無であった。止むを得ず、惣兵衛は単独でこの計画を実施することとなった。新規鯨網の仕立ては惣兵衛の「賭」でもあった。惣兵衛と網元達の応答について、延宝七年(二六七)の文書は

たとへこの網にて東西に蔵を御立候とも望々不存候、左様成網にて鯨被取申モノニテ無之

と網元達が述べ

後年勝手ニ相成候時、此網ノ手立テ見習取立可申ト被申候ても御領分一同ニ取立させ不申

と惣兵衛は云い切った。網元

達にとっては、素人の網主に何がわかるか、との気持があり、一方、惣兵衛にしてみれば、改良網で漁獲量が増すものなら積極的に導入すべきだ、旧態依然の漁法では浦の発展はない、との気持があり、両者間は相互不信の感情的応

答となったようである。

慶安三年(二六五)小嶋惣兵衛が岩佐から網大工八名を招いて改良網を仕立てるに要した経費は、初操漁費も含めて次のとおりであった。<sup>⑫</sup>

一 銀壹貫五百目 但シ網仕立申請入目の事

一 々壹貫四拾貳匁六分四厘 但シ紀州ヨリ網大工雇申人数八人之賃銀、尅人月別拾七匁宛ニシテ八月十日ヨリ来年三月中迄

一 々壹貫九百三拾貳匁 但シ網子式拾三人之賃銀、九月ヨリ来年三月迄、尅人月別拾貳匁宛ニシテ

一 々参百八拾五匁 但シ船拾尅艘ノ賃銀、尅艘ニ付月別五匁宛

一 々壹貫八百九拾目六分七厘 但米五拾六石七斗貳升ノ代銀、拾匁ニ付テ三斗宛ニテ網衆三拾尅人之飯米、尅人月別八合宛ノ勘合

ヲ以テ来年三月迄

以上、六貫七百五拾目三分尅厘

領内網元達との感情的対立が依然として残っていたものか、惣兵衛は、改良網の安易な模倣は惣兵衛の不利益のみならず、下松浦、藩府の不利益になるものだととして、今後改良網を仕立てる網元には (1)岩佐網大工八人分の賃銀壹貫四拾貳匁宛と (2)さらにその利足を加味したものを出銀させることを条件として許可するよう町奉行所へ訴え、承応二年(六五)藩当職杉山三郎左衛門・山下数馬の認可を得ている。両当職より奥書を受けるに際して、漁事には素人の惣兵衛が鯨漁へ専念することを危懼した杉山三郎左衛門は

其方儀ハ辨ノ事無案内之儀ニ候間只今止め候へ

と思ひ止まるよう諫めている。しかし、この鯨網の仕立てに要した費用も六貫目余りになり、今更手を引くこともならず操漁開始に踏み切ったものと思われる。

この改良網は打張網(追込網)と称する敷網の一種で、従来の鯨網に比べ漁獲量が著しく増加した。以後、惣兵衛の鯨網は順調に発展したようである。

その打張網の優秀さに着目し、その仕立てを試みようとしたのは外ならぬ下松浦地下商人達であった。寛文九年(一六六)の文書によると、小嶋家同様城下町下松の商人であった彼等が、領主邸の移転により年に寂れる一方の下松において、窮状の打開を鯨漁に求め、地下人七八人連署のうえ共同で打張網の新規仕立願を差出したものであった。彼等の願書の理由は、(イ)鯨打張網の小嶋家独占は公儀のためにも、浦のためにもならない。網数増加をはかれ。(ロ)小嶋惣兵衛は下松町年寄役就任以来、特に最近は権柄がましい。懲戒すべきである。(ハ)網仕立ての要求が認められなければ「右之人数のもの家を明、所をも立退可申」として逃散をも辞さない強硬なものであった。

これに対して惣兵衛は、(イ)他の鯨網は不漁を理由に中止してしまっただけ、私は苦況を切り抜け今日まで操漁を続けてきたものだ。(ロ)下松浦の漁業従事者のうち、多人数の漁人を雇用し浦の為になっている。(ハ)自分の下松町年寄役就任は八年も以前の事で彼等の批判は当たらない。と反論し、殊に

春中之渡世不相成者共屢候て地軒銀船役浮役銀私る年々御公納仕

として公儀・浦に対して貢献していると強調した。そして、一方では彼等地下商人が漁人達に網の入目銀、飯米などを融資し、それをかさに漁人達より連判を採り、惣兵衛に批難を向けてきたこと、しかも、彼等の要求が容れられない時には逃散一揆をも嗅わせるなどに到っては言語道断である。として彼等の要求を容れないよう町奉行へ進言した。しかし、惣兵衛の進言も空しく、翌寛文十年(一七六〇)二月当職の下松お茶屋出張の節、両者を招いて対決させ、申分を聞いたうえで、地下商人達の願書を認め、今後は両者二網で半分宛網代を使うよう、通知した。

その後、両者間に如何なる経緯があったものか不明であるが、延宝六年(一七六八)十一月付文書によると、下松浦漁

人中百七拾五人、惣代石田善左衛門、角田治右衛門の名前で小嶋家を「下松浦漁人頭取」とする申合せが行われた。その趣意書によると、

- (1)小嶋家は私共漁人を網子として雇用し、飢饉の年には度たび懇情を受け感謝このうえない
- (2)この度藩府よりの布達もあり、今後私共は小嶋家に無断で鯨網を仕立てることはしない
- (3)鯨網に限らず、小嶋家が今後何網を仕立てられようとも、網子の面で迷惑はかけない
- (4)脇浦・脇島よりいかなる好条件で雇用を申込まれても、小嶋家の了解なしには参加しない
- (5)当浦漁人中の申合せにより、小嶋家を、当浦漁人頭取とする。今後当浦の存続する限り子々孫々にまでこれを申し伝える。

これを受けた小嶋家二代目助之丞は、下松浦漁人共が小嶋家の将来を考慮して決定してくれたものである。よろしく配慮願いたい、と浦役人へ差出した。浦役人は、小嶋家は下松浦において、(イ)鯨網を仕立て、(ロ)飢饉の年には貧窮漁人へ飯米・銭を施してこれを助け、(ハ)しかも、徳山領内最初の開作を行った。等々当浦および藩にとって有益である。今後当浦より鯨網仕立を希望するなど我儘者が訴出ても、何卒許可をしないようお願いしたい。と添書して藩府へ差出した。これを受けた藩府では、当職桂民部が

前書之趣……尤ニ被思召、至後年ニ我儘者出来候節は其罪可申付候也

として、下松浦漁人の小嶋家へ対する申し合を認めた。寛文十年以来下松浦に二帳認められてきた鯨打張網は、小嶋家のいかなる働きかけによるものか、下松浦漁人、浦役人をはじめ町奉行、当職桂民部までも動かし、最終的には小嶋家鯨網のみを認めさせ、今後他の者への打張網の仕立てを許可しないことを確約させた。既述した小嶋家による「鯨網為立願」のえびす堂建立許可願を上申したのはこの年である。

翌延宝七年(一七六〇)春、徳山領富海浦漁人がくり網を鯨網に縫直し、徳山領内大津島・馬島付近において鯨操漁を行った<sup>④</sup>。知らせを受けた助之丞は早速富海浦漁人の行状を町奉行へ訴出、鯨漁差止めを願出た。町奉行は当職桂民部の意を受けて

承応二年八月十八日付先判并町奉行判形永不可有相違

としてこれを差止め、無許可で打張網を模造することを改めて領内各浦々へ禁じた。

かくして、徳山領内における鯨漁は、打張網による小嶋家の実質的な独占権が確立した。

ところで、天和三年(一六八三)萩藩領熊毛宰判の代官長沼九郎右衛門より、室積浦・下松浦間の鯨網代を互に入相とするよう申出があった<sup>⑤</sup>。下松浦漁場が地先の深浦島をはじめ大島、給島、馬島など大小の島々を擁した諸魚の宝庫であり、かつ鯨の好漁場であったのに対し、室積浦沖合には島嶼も少なく、好漁場とは決して云えない海域であった。そこで、室積浦が代官所に入相を願出たものである。惣兵衛・助之丞らの努力により徳山領内における鯨漁の独占権をやっと掌握した矢先の申し入れであった。これを甘受しては今までの努力が水泡に帰するとして妨戦につとめた。即ち(イ)徳山領内においては諸漁入相であるが鯨漁のみは入相とはならない(ロ)領内には当時三種類の鯨網が使用された。押網・敷網・打張網である。このうち、押網は十人足らずの漁人が夜間秘かに出漁して操漁するもので、密漁の類であってこれは入相漁の先例とはならない。他の二網は他領での操漁の事実はない(ハ)打張網仕立て以来三十五年間、領内は勿論他領漁人にさえも鯨漁の入相をさせた例はない。と以上の例を挙げて室積浦との入相を拒否する口上書を差出した。

同じく天和三年には、藩府は助之丞の鯨見固屋の建設について「大島其外とも場所可為勝手」として、領内いづれに建設することも自由である、と許可を与えた。小嶋家鯨漁が藩より優遇されていたことがわかる。

注①和歌山県有田郡湯浅を聞き違えて岩佐と誤記されたものである。

②延宝七年一月「申上事」

③承応二年八月「鯨敷網目録懸御目申候事」

④寛文九年十二月「御尋ニ付て申上事」に。及網九帳一四

〜二月一五〇人。はり子網一〇月〜二月一五〇人

。がせ網引立廻八人。はまち、いさり舟一五〇人。

商船七〇人。廻船五〇人。私鯨網四五〜五〇人

⑤下松お茶屋について、明暦二年九月十一日文書に「下松

ニ有之申候御茶屋之儀旁へ可遣之旨候条其方家取繕候て

可然之時は他所衆宿ニも相成候様ニ可被相心得候……」

として小嶋惣兵衛へ下付された。

⑥延宝六年十一月「口上覚」

⑦年号欠「小嶋家柄の御書度々被仰付候分記置キ申候覚」

には、「……田地塩浜、先祖の開作築立御免之御奉書分

失致尤徳山御領内にて開作築立の始り是也……」とあ

る。小嶋家文書、また「増補周防記」には「小嶋惣右

衛門開作享保己前 東豊井村、」とある。

⑧天和三年八月「口上覚」

⑨天和三年九月「覚」

### 三 深浦打張網の開設と請網代

小嶋家の鯨漁独占に対する並々ならぬ執念および徳山藩府の確約にもかかわらず、独占は意外なところから破綻した。下松浦の前海に横わる深浦島(笠戸島)は本藩萩領に属した。この島には大別すると深浦・笠戸の二浦があり、笠戸浦には萩の御番所が設けられていた。この両浦は藩政初期より下松浦を本浦とする枝浦で、下松浦が徳山領となつた後も本浦・枝浦の関係は依然として存続した。従つてこれらの浦は、海上石<sup>⑩</sup>、釣役銀<sup>⑪</sup>を貢納せず、本浦である下松浦がこれを納めた。その反面深浦島沿岸の網代は下松浦の所有とされた。

ところが、貞享二年(一六八五)深浦の守田伝右衛門が打張網を仕立てたことから、下松浦と深浦との間に対立が生じ

た。徳山藩首脳の権限も他藩の浦にまで及ばなかったからである。小嶋家では、本浦・枝浦の先例により深浦島沿岸は下松浦の漁場に相違なく、また、鯨の打張網については何処の浦でも網代作法があり勝手には操漁できないものだ、として強く反対の意志を表明した。両浦間の対立は次第にエスカレートし、遂に下松浦漁船二艘が深浦へ連行され、紛争解決まで留置される事態を生じている。

貞享四年夏、両藩役人による会談が行われた。その結果、

当藩より深浦島之廻り相島之廻り鯨打張網代入相ニ仕候へ、

と定められた。徳山領内において打張網による鯨漁の独占権を得ていた下松浦小嶋家も、前海の深浦島において打張網が許可され、しかも入相を余儀無くされ、ここに独占的操漁権は事実上崩壊した。ところが、深浦側の主張は代官様より入相ニ仕候へと被仰渡

とのみ下達された。それ故、深浦島・相島(大島)は勿論其外大津島・馬島など下松浦の鯨漁場はすべて入相網代として鯨漁を行う、と下松浦に通告した。小嶋家としては、深浦・相島近海網代は止むを得ないとしても、それ以外の徳山領海は下松浦網代で、深浦とは全く関係ない領域である。鯨網代は他国何れの浦でも特別に網代が規定されておる。新規に網を仕立てた深浦がこの慣例を無視し非常識である。と批難した。しかし、深浦側も強く自説を主張し解決の道もないことから、助之丞は徳山町奉行所へ訴出、善処を依頼した。その結果、大島、深浦島から魚が縁(宮ノ洲東部)までの間を両浦共有の網代場と定め、それを両浦が半分宛当番を定めて操漁することとした。

ところで、深浦では鯨網代を獲得したものの、実際に打張網による鯨の操漁を行った期間は極く短期間であった。

享保八年(一七三三)の史料によると

深浦打張網之儀、最初より五ヶ年相続仕候処あじろせまく不漁仕差やめ、其已後ハ室積より借り網仕鯨漁仕候

既述したように、打張網が大網であり、操漁に要する船、漁人が大規模になることから、深浦単独で準備することは不可能であった。網を仕立てたからとて直ちに完全に操漁できる代物ではなかった。網を仕立て、網代を獲得したことから漁・不漁にかかわらず不十分なながらも五年間操漁を行ない、その後は、打張網および網代を他浦漁人へ賃貸する。請網代で浦の収入をはかった。即ち、元禄四年(一六九)春から同十三年までの十ヶ年間に室積浦へ請網代させ、ついで、元禄十四年(一七〇)春より来ル末年(正徳五)までの十五ヶ年を下松浦(小嶋家)へ請網代させた。その網代場代は一ヶ年当り銀二百十匁とし、毎年正月晦日までに深浦へ納めること、また、鯨の成魚前の鰯を深浦当番網代で獲った場合は漁獲量の十分の一を運上として深浦へ上納することを条件とした。

十五年間契約で深浦網代を請けた小嶋家は、宝永五年(一七〇)契約半ばにして突然契約の解除をせまられた。深浦側の主張は、(イ)請網代の契約を解除する。(ロ)以後下松浦当番の網代についても萩藩御代官の吟味が行なわれる、と云うものであった。任期半ばの契約破棄、そのうえ下松浦網代を本藩役人の干渉下に置くとすれば、今後鯨網代のみならず諸漁網代にも波及する可能性も生じる。小嶋家ではこれは個人で判断すべき問題ではないとして、藩府へ善処方を依頼した。この結果については不明であるが、深浦網当番の網代においては萩藩庫へ運上貢納が義務づけられている。この運上貢納は即ち深浦網当番網代の萩藩公認を意味するものであった。両浦共同網代をめぐる、新参の萩藩領浦が藩の公認を受け、旧来から操漁を行っていた徳山藩領浦が非公認のままであることの危険性を危懼したのか、小嶋家では早速鯨網代場料上納を願出、享保八年その許可を受けている。その額は毎歳銀一枚とされた。藩は従来の海上石にプラスすることで、最低限度額「銀一枚」の上納を命じたものであろう。

ところで、深浦当番網代の諸網代については、その後再び契約どうり履行されることとなり、正徳五年(一七二五)にはその任期を終えている。なお、この間の元禄十三年(一七〇)には、鯨漁があまりにも不漁続きであることから小嶋

助之丞は鯨漁に見切をつけ、鯨網を仕立てて九州鯨漁場への出漁を開始し、鯨網漁は同姓の小嶋惣兵衛・同勘七親子の手へと移動した。<sup>⑧</sup>

小嶋家の請網代の任期が切れると、享保元年(一七二六)より十年間深浦請網代は小嶋家の手を離れて室積浦松村二郎左衛門が契約した。<sup>⑨</sup>この結果、狭い網代をめぐり二帳の打張網が競合し、相変らずの不漁が続いた。そこで、小嶋家側は大島半島より西海域の給島、馬島、大津島等沿岸を主漁場として操漁を行うこととなった。

松村家の任期終了後は再び小嶋家の請網代となった。今回の契約は過去の反省に基いて、<sup>⑩</sup>(イ)期間は巳年冬より翌午年二月までの一冬のみ、(ロ)貸貸料も従来より安価となり銀百七十五匁とされ、十一月十五日までに納める、(ハ)この請網代で鯨漁操漁の際は笠戸番所え届出、役人の検分を受け、漁獲量の十分一を納める、(ニ)鯨漁の際、えびす魚、料理魚、網衆の菜魚は従来どおり、(ホ)今回の新規要求として、鯨漁の際深浦および西市の漁船を一艘宛参加させる。その費用は小嶋家で負担すること。この新規の要求は、多分に小嶋家側鯨漁の監視的性格を持ったと推測される。このほか、前回の請網代の際、任期半ばで解約をせまられたことによるものか、小嶋家の要求として深浦西市より、万事証人<sup>⑪</sup>を差出すことを申出、受け入れられた。

深浦島の鯨漁に限定してみると、明治十九年「網代取調書」によると、深浦島には鯨をはじめ鯛・鯖漁の網代を有し、その網代の使用料は笠戸島各戸に配布する規定であった。ところが、明治十五年「水産慣例原稿」によると、笠戸島の採漁は鯛・鯖・鰯・タコ・スズキ等八種類が書上げられているが鯨は記載されておらず、鯨の採漁が行なわれていない。これにより、深浦島では貞享四年の鯨網代獲得以来、初期の操漁期を除けば請網代の貸料収入のみでは満足していたもので、自ら打張網を使って鯨漁を行なうことは一時期(後段参照)を除き無かったと考えられる。

一方、鯨漁以外の小網についてみると、深浦島沿岸は下松浦の枝浦と確定していたことから、下松浦の好漁場としてにぎわった。また深浦漁人は枝浦として下松浦の漁場である大島・給島・野島へも出漁し、入相漁を続けてきた。ところが、宝暦十一年(一七六一)四月下松浦漁人の鯨網が深浦島本浦沿岸で操漁中、深浦島御番所役人の意向を受けた番所家来百姓友七・八十郎・幸治郎の三人が突然下松浦の舟に乗り移り、網を引寄せ、磯辺の掛網を切離し、操漁妨害を行った。そのうえ、漁業関連の仕事で深浦島に上陸している下松浦の山番・浦番達を含めて、今後鯨網に限らず徳山領漁船は深浦島沿岸での操漁および魚見のための島上りは禁止する、と伝えた。従来、深浦島は下松浦漁人にとって自分の庭のような存在であった。過去の浦慣例によっても、本浦・枝浦の關係からしても下松浦の漁場であった。鯨漁は例外としても鯨漁その他の漁の網代は、深浦島周辺部を除けばわずかに大島東岸部および下松浦前網代を残すのみとなり、給島・馬島など沿岸は福川・櫛ヶ浜浦の勢力範囲であり、下松浦を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあつた。下松浦の盛時には十帳余りもあつた鯨漁が、不漁ゆえ現在では二三帳に減り、そのうえ今回の通告を受けて浦の火は消えるばかりであつた。直ちに下松浦漁民の総意による徳山藩府への嘆願書が差出された。<sup>⑫</sup>そもそも、

本藩萩領深浦島漁人がかくも高圧迫な通告を出した裏には、正徳五年(一七二五)に始まる本藩・支藩間の境界紛争である。万役山事件<sup>⑬</sup>による徳山藩の改易があつた。この改易事件を契機として本藩は支藩の生殺与奪権を掌した。本藩は支藩より優位に有るとする考え方が漁人間の意識にも浸透したと考えられる。そのため、支藩側としては当然当方の権利であるものも遠慮したこともあつたであろう。しかし、今回の通告は下松浦にとって死活問題であつた。そこで、半世紀に及ぶねばり強い交渉が続けられ、文化五年(一七六〇)には萩藩大庄屋城市左衛門、末武下村庄屋田中十郎右衛門と東豊井村下瀬吉左衛門、下松町年寄藤田孫左衛門、石田清右衛門の間で協定が取り交された。<sup>⑭</sup>これによると、鯨網については深浦の埤ノ浦網代での操漁のみ深浦・西市の鯨網に優先権があり、まず一番網を入れる。その他の網代では従来どおり萩・徳山藩漁人の区別なく、互にくじ引で一番網を定め、入相操漁を行なう、と定めた。



なお、鯊網についても両浦間に紛争が生じていたらしく、同協定によると、(イ)徳山領鯊漁は大島山廻り魚力縁を、深浦・西市鯊漁は笠戸深浦島廻りおよび古島での操漁は打張網・敷網共に自由とする。(ロ)打張網・敷網の網代へ諸漁が入込み、操漁することは従来どうり禁止する、と定められた。

注①仮題「近浦海上漁業慣行」に、「笠戸浦……下松浦海上

勘七)の近年御願申上候磯鯉網代并御運上之儀願之通此

石之内ヲ以深浦へ致配当候ニ付下松之枝浦ニ御座候」

度被仰付、毎歳銀壹枚宛御運上可差上旨也、以上」

②享保八年「覚」

⑦享保十年十一月「書替手形」

③貞享四年一月「申上事」

⑧山口県文書館蔵

④元禄十四年一月「手形」

⑩宝暦十一年四月「乍恐口上書ヲ以御願申上候事」

⑤宝永五年五月仮題「深浦西市ヨリ請網代差返願ニ付嘆願

⑪文化五年九月「鯊網近年懸り合ニ相成居候処此度取扱内

書」

済申談覚書」

⑥享保八年十一月「申渡覚」に、「両人(小嶋惣四郎・同

#### 四 下松浦と弁財天社

小嶋惣兵衛が元和六年、漁獲繁栄のため下松浦東洲崎の地に弁財天社を建立し、ついで助之丞が延宝六年、父惣兵衛の意を受けて鯊漁立願のため弁財天社の近所に五尺四方のゑびす堂を建立したことは既述した。弁財天(弁天様)は本来財宝利得をもたらす女神であり、また水の神として水辺に祭祀されることが多かった。経済人である小嶋惣兵衛が、海上・漁業・商業の守護神ゑびす社ではなく弁財天社を建立したことはそれなりに理由が有ったと考えられる。この弁財天社は年月を経て老朽化し、助之丞が一度修築した後、元禄元年(二六〇)には白蟻により倒壊した。当

時下松浦は近年になく不漁が続いていたことから、漁人達の発願により元禄二年には再建された。これ以後、東洲崎の弁財天社は下松浦の守護神的性格を帯びたようである。東洲崎の地は「防長地下上申絵図」によると下松浦東方の郊外にあたり、東豊井村に近く人里離れて所在した。そのことから、非人・乞食がこの弁財天社境内に住み付き、溜り場となつて風紀上および火気の不要心を指摘され、小嶋家へ対し外圍を組むなどの改善命令が出されたこともあった。しかし、概して漁人達は不漁が打続く際には信心厚く参詣した。

享保十二年(二七三)のこと、當時下松浦は特別に不漁が続き、浦は極端に疲弊した。

下松浦別て不漁数年打続、末々之浦人朝夕之煙たてかね申二付……

そこで、「当浦不漁ニ付せつなき時乃御神たのみ」として、七月十七日下松東市の釣船惣中間の者共が一同打揃つて参詣し、弁財天社の御加護を祈り、そのまま通夜に入った際のこと。そこで弁財天社堂のあまりの荒廃ぶりが漁人達の目に止まった。そこで、漁人達の口から「弁財天堂の荒廢は我々の信心の欠除を示すものだ」として堂修覆の話題が持ち上がった。そして、その修覆費は今後彼等の出漁の度毎に御初尾銀を差出し、溜置いてその基金に充当することを一同申し合せて。この取り決めは直ちに下松浦中に広がり、大網・小網の村君、なわ船、いさり舟漁人達はそれぞれ打寄りて相談し、大漁・不漁にかかわらず御初尾銀を差出すことを取決めた。これら下松浦漁人達の相次ぐ決定を聞き、下松町の商人・職人達も富者・貧者を問わず堂修覆費の出銀を決定した。

初尾銀の出銀基準は

。東市釣船惣中間——鯖一箱(四匹入)ニ付銀三分宛、生魚で売立の時は銀百目ニ付五分宛、船頭方でまとめて支配方頭人へ差出す

。鯊網、鰯網、操網、漕網、釣船等——銀百目ニ付五分宛村君方へ預ケ置、まとめて支配方頭人へ差出す

。諸廻船、いさば大小船々主——適宜その志により初尾銀を支配方頭人へ差出す

。町村の諸職人、諸商人、作人等——その志により初尾銀を支配方頭人を差出す

それぞれ同職の者達は一堂に会し、同道して弁財天社へ参詣し、社前において彼等の決意を披露し、浦の繁栄を祈念した。また、従来毎月七日を縁日と定めていたが、今後は年一回の祭日を設けることも決定した。

幸いにして翌享保十三年の夏には少々漁獲があり、初尾銀も若干まとまったものとなった。同社本寺の泉所寺の援助もあって堂の葺替を施行すること。および葺替を機会に今後毎年六月十七日を弁財天社の大祭日と定め、町中総出で社に参詣し当浦繁栄を祈願すること。これを総町中で申し合せ、その許可を藩府へ請願した。<sup>④</sup>

注①元禄二年九月「御断申上候事」

③享保十二年十月「奉納願状之事」

②仮題「弁財天社不要心事」

④享保十四年五月「乍恐御理申上候口上覚」

## 五 馬島および拾島の鯨網代をめぐる争論

馬島は現在では大津島と完全に陸続きであるが、既に元文五年の「地下上申絵図」<sup>①</sup>中にそれを見ることができ。当時馬島の漁場は徳山藩領福川浦に帰属していた。即ち慶長十二年から同十五年にかけて実施された三井蔵田検地帳によると、福川浦の項には次のように定められている。

米三石 福川近辺大津四郎谷黒神廻嶋もつれの御場役

このケ条は福川浦漁場の範囲を示していた。これ以後、この海域での操漁権は基本的には福川浦の管轄区域にあった。一方、鯨網に関しては下松浦鯨網村君小嶋家に鯨漁専用網である打張網の独占が認められていた。しかし、鯨漁そのものについての禁漁は必ずしも明確化したものではなかった。<sup>②</sup>

元禄三年（二六〇）頃十二月、馬島沿岸に、付鯨が発見され、下松浦（小嶋家）では例年の如く見張りの番船を設けようとしたところ、福川浦からも番船を派遣して妨害をしたことから、両浦間は馬島網代をめぐる対立した。<sup>③</sup>

小嶋助之丞は福川町年寄・目代など町役人に対し、福川浦漁人の横暴を抑えるよう依頼したが全く効果はなかった。そこで、町奉行長浜弥太夫宛に福川浦漁人の横暴を訴え、取締りを願出たところ、奉行所からは意外にも「今度の福川浦漁師の鯨漁については後年の例にしないことを条件に認めたい」と回答があった。

ところが、福川漁人の鯨漁は経験不足を露呈した。鯨網は既製の網を縫い直してぐり網二帳を作成し、それを使って操漁を行ったが全く漁獲は得られなかった。困惑した福川浦では助之丞に対して秘かに接触し、漁獲の三分二を与えることを条件として打張網での操漁を依頼してきた。しかし、助之丞はこれを受け付けず、一方福川浦漁人は操漁することも叶わず、いたずらに日数が経過して付鯨は下り魚となって移動を開始し四散した。

その翌年、下松浦小嶋助之丞と福川浦との間に取交された馬島鯨網代をめぐる掛合は、明確化していない鯨禁漁の不備を突き、小嶋家への不信を露呈したものであった。その要旨を記すと次のようである。

福川「馬島網代は福川海上石の管轄区域に含まれるものだ。これを打張網々代即ち下松浦網代とは如何」

小嶋「深海に溜る、付鯨は元来普通の網では獲れなかったものだ。これを父惣兵衛が打張網を移入し、漁獲を可能にしたもので、以来、付鯨の網代は小嶋家に与えられた」

福川「福川浦は馬島鯨代に毎年番船を置き、くり網にて操漁している。今年だけ何故抗議するのか」  
小嶋「先年以来福川浦が番船を送った事実はない」

福川「下松浦は以前深浦島沿岸を鯨網代としていた。ところが、先年深浦との抗争によりその網代を失ったことから急拠馬島方面へ進出し始めたのだ。馬島は福川網代である」

小嶋「以前より富海・室積浦漁師へもくり網での鯨漁は禁止している」

福川「くり網でも少しは鯨が獲れる。それを禁漁にするとはけしからぬ」

小嶋「当方も鯨を獲るなどは云っていない。瀬深き付鯨の操漁は打張網で行なう慣例である。くり網はすぎ、このしろなど専用の小網である。往古より大網代を小網が妨害しないことは漁場の慣例である」

福川「福川浦は下松浦作法の配下でない。当方の自由である」

小嶋「されば、四十年前打張網仕立ての節、向後諸浦ニ(打張網を)取立申間敷段申切られ候也」と一札入っている。それ以来下松浦は自由に鯨を獲ってきた。領内一番の大網である打張網を妨害するから抗議するのだ。防長両国においては、諸漁は入相の慣例であるが鯨網代のみ入相ではない。くり網についても従来の網法に従うものであればよいが、去年より急に始めた漁法は新法である。馬島では諸漁網代は福川浦、鯨網代は下松浦に属す。そもそも網代と網の關係は、村方で例えれば網代Ⅱ田地、網Ⅱくわ・かま、である。その田地を見てくわ・かまを選ぶものである。網代と網は関連あるものだ」

と述べ、福川浦漁人の馬島での鯨操漁をいませめた。この小嶋助之丞の主張に対し奉行所では

右当度付決小嶋助之丞申立之通り以後可相定候と全面的にこれを認めた。

その後、文政十年(一八二七)十二月馬島付近の鯨付魚について、馬島漁人達は「今後我々が操漁を行なう」と通告してきた。小嶋惣右衛門は鯨漁について従来からの慣例を説明し、操漁を思い止まるよう説得に当たったが、馬島漁人達はなおかつ操漁を行なうと主張した。そこで、惣右衛門は止むを得ず馬島漁人の横暴ぶりを奉行所へ訴えた。即ち、小嶋家は従来大漁・不漁に限らず運上銀を上納して、鯨の操漁権を得ていることを述べ、横暴を差止めることを依頼し

ている。

一方給島は大島の先端、徳山湾の出入口に位置し、その沿岸は好漁場として賑った。また、この近海は鯨の群集する海域でもあったことからその面でも重要視されていた。従って、小嶋家では給島周辺には毎年のように番船を出した。もともと、諸浦漁船の出漁により漁船が交錯し、中には小嶋家が番船を出して付鯨を監視していても、それを荒らす不届漁人が見られた。

ところで、この好漁場を近海にもつ給島漁人にとって、たとえ往古よりの慣例とはいえ自分達の前網代ともいふべき場所に群集する鯨をみながら、これを操漁することのできない不合理性に気付き始めていた。そして、漁獲の何割かは下松浦漁人から分与される権利があると主張し始めた。最初の要求は、寛政五年(一七九三)給島ニ着鯨を発見し小嶋家が番船を派遣したところ、給島漁人達が

取魚十歩一当嶋は與不申候時は漁事不為致

即ち漁獲量の十分一を給島へくれなければ漁をさせない、と主張した。それに対して小嶋惣右衛門は自分の網代において漁を行なうのだから十分一は出せない。但し漁人のおかずとして、菜の魚を与えようと答え、漁獲量の約一割に近い四百匹の鯨を給島へ遣わした。ところが給島ではこれを不服としてそっくり返却してきた。当時四百本の鯨は安価に売却したとしても銀六百目余に相当する価値があった。給島の要求を却下しながらもそれに近い数字の鯨を遣わしたにもかかわらず、受取りを拒否した給島側の態度を惣右衛門はかりかねている。折しも、同年三月には大島近海で鯨漁操漁中の下松浦西網・東網を約三百人余りの萩藩領楡ヶ浜浦漁人が襲撃し、下松浦側に多大の損害を与え、両浦間は不穏な状態にあった。小嶋家としてはこのうえ給島との關係の悪化は何としても避けたい意向が有ったようである。そこで徳山領栗屋村庄屋、同大島村庄屋に仲介を依頼し、給島庄屋橋本藤四郎と和談に及んだ。しか

し、給島側は今後は給島に付鯨があっても通知しないし協力もしない、と強硬な態度に終始した。

その後、文化五年(一八〇〇)二月の給島付鯨の出漁に際し、代官所より次の三点が命ぜられた。即ち (1) 鯨の漁獲量のうち十分一に相当する、菜の魚を給島へ遣すこと (2) 以前給島へ遣わすと称した鯨四百本は、漁獲量のみでおいおい給島へ遣すこと (3) 鯨操漁の際、給島より立会人一人を漁船に乗せること。その結果、給島との関係は一応和議が成立した<sup>⑧</sup>。ところが、天保七年の給島付鯨の際、新たに鯨漁獲量の三分一を給島へ分与せよと増額要求してきた。惣右衛門はそれに対し、文化五年の代官御沙汰もあり要求には応じられないと断ったところ、給島側は、(1) 鯨四百本の権利を放棄する、(2) 給島付鯨の番船役は給島側で引受ける等好条件を提案したことから、惣右衛門は四分一まで譲歩したものの、最終的には漁獲量の三割の分与を約束することとなった<sup>⑨</sup>。

注①「防長地下上申」付函 山口県文書館蔵

③ 寛政五年十二月「給島鯨網掛り合—口上覚」

②「防州郡濃郡福川村(打渡坪付帳)」 山口県文書館蔵

④「大嶋海上鯨網場所の榑ヶ浜漁人共及狼藉候其掛り合—事」 山口県文書館蔵

⑧ 延宝七年一月「申上事」

⑩ 文化五年二月「給島鯨網掛り合—覚」

④ (元禄三年) 十二月「口上覚」

⑪ 天保七年一月「給島鯨網掛り合—鯨漁事二付給島と内談

⑤ (元禄四年) 「覚」

事」

⑥ 文政十年十二月「御願申上候事」

⑬ 宝永六年二月「御理申上候事」

## 六 萩藩領榑ヶ浜漁人による鯨・鯨網代襲撃

榑ヶ浜浦は萩藩領に属した。その位置は大島(半島)の基部、城下町徳山に接し、丁度三方を徳山領に囲まれた状態にあった。そのため、見方によれば本藩萩の目的的立場にあった。領域的には常に精神的に圧迫された状態にあったため、その反動から行動面では本藩意識を背景にして強圧的・戦斗的でさえあった。そのため徳山領民には恐れられた存在であった。天明四年(一七八三)大島居守で起きた下松浦鯨網代襲撃事件、寛政五年(一七九三)大島海上で起きた下松浦鯨網暴行事件は共に榑ヶ浜漁人による暴行事件であった。彼等の暴行に対し、徳山藩側はねばり強く説得し、或は徳山藩あげて榑ヶ浜に対し経済封鎖政策を行なうなど種々対策を構じた。目には目をの直截的な報復により第二の万若山事件が起こることを恐れたからである。

なお、この両浦争論の経緯については、山口県地方史研究40号拙稿「本藩支藩間の漁場争論」に詳述している。本稿では省略させていただく。

## 七 深浦鯨網への下松浦漁民雇用および下松浦ねり網の発生

百年以上も続けられた小嶋家鯨漁は、打続く不漁のため宝暦年頃には一時操漁を中止し、鯨網代を返上していた。ところが、明和九年(一七七三)小嶋惣右衛門より再び操漁許可を願出たため、藩では運上銀三拾目を課してこれを許可している<sup>⑭</sup>。ちなみに、「防長地下上申」によると寛延二年(一七四九)西豊井村(下松浦)所有の鯨網数は次のとおりであった。

打張網—冬網三帳、ねり網—冬三帳、敷網・かせ網—春網八帳 合計十四帳

操漁の有無は別として、当時下松浦にのみ十四帳の鯨網があり、領内他浦では鯨網の所有が認められなかった。そのあたりの事情を、「御内々御敷申上候事」(文政七年)によると、

下松浦……浦中諸人為渡世外之敷網者豊惣兵衛納得之上にて仕出為致申候得共打張網之儀は御証拠物通り私家柄而已ニ御座候

として、打張網以外の鯨網は下松浦漁人の生活のため、小嶋家が納得すれば藩は漁人の仕立てを許可した。

ところで、下松浦鯨漁の不振が続き、休漁を余儀なくされるなど鯨漁の斜陽傾向に対し、深浦島は逆に積極的に打張網の出漁に乗り出した。そのため、経験豊かな下松浦漁人の雇用を試みようとした。<sup>⑧</sup>

文化五年(一八〇八)には下松浦幸右衛門が深浦鯨網に従事した。これは、延宝六年「口上書」の、小嶋家に無断で他浦には雇用されない、の違反行為であった。小嶋家にとって重大な背信行為であった。小嶋家では直ちに奉行所へ訴出した。訴状を受けて奉行所では調査のうえ幸右衛門を差返している。

同十二年(一八二五)には、当浦金次郎が世話人となって下松浦鯨漁人多数を深浦鯨漁へ雇用させる準備をしていると聞き、小嶋家ではこれを中止させるべく奉行所へ訴出した。ところが役人の調査によると、深浦領分の鯨群は銀二十貫目を越す大群である。下松浦漁人が雇用されて出漁すればそのうち半分は下松浦の収入となると、そこで奉行所は大銀の漁だからこの度は例外として認めるよう小嶋家へ命じた。小嶋家としては止むを得ずその命令に従ったものの、この時の深浦鯨漁は失敗におわり、漁獲量は皆無であったという。これ以後、深浦では二度と自ら鯨網を仕立てることなく、付鯨の際には従前どおり下松浦へ操漁を依頼している。

文政三年(一八二〇)小嶋惣右衛門は同浦網元油屋常吉と鯨敷網の共同操漁を行った。この時にはトラブルはなかった。その後文政七年油屋常吉は深浦網元と新規に打張網を仕立て、共同操漁を行なう準備を始めた。そこで小嶋惣右衛門はこれを差止めるべく常吉の説得にあたるが、常吉は深浦島の打張網であるから遠慮する必要はない、と応じない。そこで惣右衛門は新規打張網仕立の禁止を奉行所へ訴出した。この結果、奉行所が如何なる処置をしたかは不明である。しかし、下松浦鯨漁に関して少なくともかつての小嶋家に比べ、その発言力の低下が目立ってきている。

鯨網中、ねり網は、他の敷網・打張網と違い小規模経営のいわゆる小網に属していた。わずかに二艘(六人乗り)

の船が一組となって鯨・鱈・せいごなどを漁するもので、その網法は

磯辺り又ハ海中之瀬ニ網を張、竹竿式本ニ而擲立、諸魚を網に追込取候事<sup>⑨</sup>

と記されている。「防長地下上申」によると、当時下松浦のねり網は三帳所有していた。ところが安政期にはこのねり網の数が増し、打張・敷網に大打撃を与えている。それは、ねり網が付魚を見付け竹竿で擲立てるので四散してしまい、付鯨の発見が難しくなったことにある。打張・敷網は多くの漁人を雇用する大規模漁法であるから、ねり網による影響は予想外に大きかった。下松浦ねり網の被害は既に本藩領でも問題となり、室積、深浦では下松浦ねり網の本藩領海での操漁を禁止する旨告示していた。小嶋家としては付鯨漁のシーズンである十一月より翌年二月までの期間中のみ、ねり網の操漁差止めを安政四年(一八三三)奉行所へ願出した。付鯨となって棲息している鯨をねり網の竹竿での擲立てが不漁の原因となっているとの理由であった。しかし、奉行所の回答はこれを拒否するものであった。<sup>⑩</sup>

その後、慶応三年(一八六七)ねり網の繁栄ぶりに対し、大網の不漁ぶりに堪りかねた小嶋家が、再度ねり網の差止めを奉行所へ訴出した。その結果、下松浦のねり網は全面的操漁禁止を命ぜられた。そこで治まらないねり網漁人達は大きく挙げて奉行所へ参り、小嶋家の付鯨漁にかかわる十一月より二月迄の四ヶ月間はねり網操漁を自粛することを条件に、三月より十月迄の八ヶ月間の操漁の許可を求めて嘆願した。しかし、奉行所としては一度下した禁令を撤回することはできず、ねり網漁人の嘆願を却下した。そこで、彼等は矛先を小嶋家へ向け、妥協案である三月から十月までのねり網操漁を認めることを奉行所へ説得してくれるよう依頼した。これを受けた小嶋家としても奉行所への応待の困難さは充分承知しており、しかも小嶋家へ対する好意的な禁令でもあったことから敢て火中の栗を拾うことを断っている。しかし、ねり網漁人にとっては死活問題であったことから、小嶋家への嘆願は連日におよんだ。そして、彼

等から操漁期間である三月から十月までの期間を厳守するとの証文を受けるにおよび、小嶋家も重い腰を上げざるを得なかった。古来より下松浦漁人頭取として、浦年寄として、浦全体の利益を考慮する立場にある小嶋家として、あるいは当然の行為であったらう。かくして、小嶋家より奉行所宛にねり網再開の嘆願書が上申された。

注①明和九年十一月「覚」

④安政四年十一月「乍恐御願申上候事」

②(文政七年)二月「御内々御敷申上候事」

⑤(明治二年)十一月「乍恐口上書を以欲申上候事」

⑧「福川浦諸漁仕法并網名目覚」徳山毛利家文書

### おわりに

既に記述したように、近世下松浦鯨漁の変遷は即ち下松浦鯨網元小嶋家の鯨網の変遷でもあった。藩政期の徳山藩領内の鯨漁が若干の出入はあったにせよ、まがりなりにも小嶋家の独占体制が維持されたそのゆえんは、初代小嶋惣兵衛の経済的・政治的な実力に負う所が大であった。惣兵衛は徳山藩御用商人の請負のほか、明暦二年(一六五五)には下松に所在した藩の公館・宿所であるお茶屋を払受け、また、その子助之丞時代の正徳五年(一七二五)領内の百姓町人の苗字称え禁止の場合も特別に扱われて小嶋と名乗ることを許されるなど、藩の首脳部である当職役とは密接な関係を保ちしていた。その一方では、弁財天社、えびす堂の建立など下松浦の精神的支柱の建立をはかり、また、「下松浦漁人頭取」として絶対的存在にまつり挙げられるなど、その行動力は高く評価される。

明治十五年「水産慣例原稿」には、当時の県内各浦毎の魚の種類と操漁方法が記されている。鯨漁についてはほぼ県下全域にわたって見られる。鯨網の種類では、投網・くり網が最も一般的で全体の八割程度を占めている。それ以外には敷網・打張網・立網が見られる。そのうち、打張網(追込網)を使用していた浦は藤生・伊保南村・長島白井

田・室積・東西豊井(下松)の五浦のみ、同じく敷網の五浦を含めて十浦のうち九浦までが瀬戸内側東部地方で、日本海側は神田下村一浦のみである。これらの網が仕立てられた年代が記された浦は、伊保庄南村(慶長十一年)、長島白井田(元禄以前)、同四代(元和五)、室津(慶長年間)、室積(慶長年間)、下松(慶安三)の六浦で、藩政初期の比較的古式に属する網であったと推定される。これら他浦の網の究明も今後の課題としたい。